

環境福祉委員会会議記録

委員長 千葉 康一郎

1 日時

平成 20 年 3 月 6 日(木曜日)

午前 10 時 3 分開会、午後 1 時 53 分散会（うち休憩午前 12 時 5 分～午後 1 時 7 分）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

千葉康一郎委員長、小野寺有一副委員長、及川幸子委員、三浦陽子委員、高橋元委員、樋下正信委員、高橋博之委員、木村幸弘委員、及川あつし委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐々木担当書記、菅野担当書記、津軽石併任書記、花山併任書記、河野併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

菊池環境生活部長、小田桐環境生活企画室長、
古川産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、菅原環境生活企画室企画担当課長、
谷地畝環境生活企画室県民生活安全担当課長、
高橋環境生活企画室食の安全安心・消費生活担当課長、加藤環境保全課総括課長、
谷藤資源循環推進課総括課長、菅原自然保護課総括課長、
青木資源エネルギー課総括課長、遠藤青少年・男女共同参画課総括課長、
杉村産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室調査追及担当課長、
吉田産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当課長

(2) 保健福祉部

赤羽保健福祉部長、古内保健福祉企画室長、野原保健福祉企画室企画担当課長、
柳原医療国保課総括課長、高田保健衛生課総括課長、下屋敷地域福祉課総括課長、
及川長寿社会課総括課長、小林障害保健福祉課総括課長、川上児童家庭課総括課長、
尾形医師確保対策室長

(3) 医療局

法貴医療局長、細川医療局次長兼病院改革室長、佐々木参事兼職員課総括課長、
熊谷管理課総括課長、岡山業務課総括課長、三田システム管理室長、

根子病院改革室経営改革監、相馬病院改革室医師対策監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案

ア 議案第 57 号 平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）

イ 議案第 58 号 平成 19 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）

ウ 議案第 68 号 平成 19 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）

9 議事の内容

○千葉康一郎委員長 おはようございます。ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。この際、菊池環境生活部長から環境生活部職員による不祥事件について発言を求められておりますので、これを許します。

○菊池環境生活部長 環境生活部職員による不祥事につきまして報告とおわびを申し上げます。

去る 2 月 22 日午前 8 時半ごろ、一関総合支局保健福祉環境部衛生環境課の技術副主幹が通勤途上におきまして、一関市内の押しボタン式横断歩道上を青信号で自転車で横断中の女性を自家用車ではねまして、その女性が翌日に死亡されるという交通死亡事故が発生いたしました。この職員は、自動車運転過失傷害罪の現行犯で逮捕され、その後自動車運転過失致死罪の容疑に切りかえられております。

日ごろから職員に対し、交通法規の遵守と交通事故の防止について注意喚起を行ってきたにもかかわらず、このような重大な交通事故を引き起こしたことはまことに遺憾であり、被害者御遺族及び県民の皆様に深くおわびを申し上げる次第でございます。

職員の交通事故、交通違反の防止はもとより、服務規律の確保や公務員倫理の保持につきましては、改めて一層の指導の徹底を図り、県民の信頼回復に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。まことに申しわけございませんでした。

○千葉康一郎委員長 ただいま環境生活部長から県職員による不祥事件について発言がありましたけれども、部長から職員に対して交通法規の遵守、交通事故の防止等服務規律の徹底をやっていただきますようお願いいたしますと同時に県民の信頼回復に一層努めていただきたいと思っております。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第 57 号平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち環境生活部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費のうち第 4 款衛生費を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小田桐環境生活企画室長 環境生活部の補正予算について御説明を申し上げます。議案

(その3)の6ページをお開き願います。

議案第57号平成19年度岩手県一般会計補正予算(第6号)のうち、環境生活部の補正予算額は、3款民生費のうち2項県民生活費の1,557万1,000円の減額補正と、7ページにまいりまして、4款衛生費のうち2項環境衛生費の一部の2億7,036万8,000円の減額補正であります。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

予算に関する説明書103ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費の842万円余の減額の主なものは、犯罪のない安全安心まちづくり推進事業費の地域防犯活動費補助で、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。2目交通安全対策費の281万円の減額の主なものは、交通安全指導費の市町村交通指導員設置費補助で、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

104ページにまいりまして、3目青少年女性対策費の433万円余の減額の主なものは、男女共同参画センター管理運営費で、委託業務の所要額が当初の見込額を下回ったことによるものであります。

ページを少し飛びまして115ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費の1億429万円余の減額の主なものは、管理運営費で、職員の人件費及び事務費について所要の補正をするものであります。また、循環型地域社会形成推進事業費のうち産業地域ゼロエミッション推進事業費補助については、所要額が当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

一番下にあります環境保全基金積立金については220万円余の増額となっておりますが、この基金の運用益を充当して実施しました水棲生物調査事業等の事業費が、当初の見込額を下回ったことなどから、その差額を基金に積み立てようとするものであります。

116ページにまいりまして、下段になりますが、3目環境衛生指導費の1億1,969万円余の減額の主なものは、117ページにまいりまして、県境不法投棄現場環境再生事業費で廃棄物撤去に係る委託料等、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。4目環境保全費の2,343万円余の減額の主なものは水質保全対策費で、水質の分析に係る委託料等、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

118ページにまいりまして、5目自然保護費の3,350万円余の減額の主なものは、国定公園等施設整備事業費及び自然公園施設整備事業費で、施設の改修費等、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。6目鳥獣保護費の1,056万円余の増額理由は、鳥獣保護センター整備事業費で野生鳥獣の救護施設である鳥獣保護センターの池の堰堤を改修しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案(その3)に戻っていただきまして10ページをお開き願います。第2表繰越明許費のうち当部関係は、4款衛生費、2項環境衛生費の6億7,588万1,000円の繰り越しであります。繰越事業費のうち、一つ目の県境不法投棄現場環境再生事業は、汚染土壌対策の実施に当たり汚染土壌の浄化処理を効果的

に施行するため、その工法についての検討協議に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越して整備しようとするものであります。

二つ目の鳥獣保護センター整備事業費は、鳥獣保護センターの池の堰堤が老朽化により崩壊のおそれがあるため早急に改修工事に着手する必要があることから、翌年度に繰り越して整備しようとするものであります。

以上で環境生活部関係の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 103 ページ、民生費のうち県民生活総務費ですが、ほとんど減額になっている状況を見ますと、私一般質問でも取り上げましたが、今の状況下の中で、それで本当に安全が保たれるのでしょうか。安心安全な食を求めるためにもっと予算を計上してやらないと、全国的に今、大変不信が募っております、もう中国製品は買わないよと。そういうところで、店に並ぶものが本当に安全なのかチェックする体制こそが一番求められていることだと思うのですが、減っている部分について、このぐらいで大丈夫なのですか。

○小田桐環境生活企画室長 今、御質問でお話がありました減額の内容でございますが、環境生活部の中での生活関係の経費で大きいのは、管理運営費の減額でございます。こちらが8,800万円ほどあるわけですが、これは主として職員の人件費の減額というふうになってございます。それから、安全安心関係で減額があるわけですが、こちらのほうは、市町村への安全安心の補助金を予算計上してあるわけですが、たまたま今年度は実施市町村、当初見込んだよりも少なかったということがございまして、市町村のほうから要望が少なかったことによる減額でございます。

これ以外の、あと食品関係の経費については関心があるところだと思うのですが、そちらの方については所要の額を執行してございまして、それなりの対応をしていることになってございます。

○高橋食の安全安心・消費生活担当課長 食の安全安心に係る部分も100万円以上余ってしまったということですが、これは実は食の安全安心のために非常勤職員を、食品表示110番の対応とか、それから店舗点検のために雇用しているわけですが、その職員がちょっと病気をいたしまして、長期休暇になっておりまして、その分で報酬と、それから調査費の関係が減っています。ただその対応は、職員の方でしっかり110番対応をやっておりますので、フォローはしております。

あと大きかったのは旅費の関係で、いろいろ農林水産省等の会議があったわけですが、食品表示110番等の対応で、なかなか東京のほうに出ていく暇がなくて、東京事務所の職員に会議に出てもらったりして、その関係で旅費なんかも少し余っております。

それから、食育の関係のホームページを今年立ち上げたのですけれども、実は委託料45万円を見込んでおったのですが、全部自前でホームページをつくってしまいましたので、その分が浮いたということで、全体で100万円を超えるような残になってしまったということ

でございます。

○及川幸子委員 職員が休まれたからどうのこうのの以前に、店頭本当に安心安全な食品が並んでいるのかという、そういうチェックをする体制をもっとつくらなければ全然意味がないのではないかと。例年どおりでは、もう今回はだめだと思います。生協さんがああいう状況ですから、私たちの近くにもそういうお店がいっぱい並んでいて、毎日買い物して歩くのに原産地中国というのがとても目に飛び込んでくるわけで、それが安心なのかどうかということは、やっぱり大手さんにも伺って、前にお話をしたときに、そういうチェックはできないということを言われたことがありましたけれども、もうこの際、そういうことは抜きにして、徹底してやっぱり体制を組んでやらないとだめではないでしょうか。部長さん、どうでしょう。

○菊池環境生活部長 御指摘のとおりで、消費者の方々も原産地表示等に注目し、そしてさまざま御意見もちょうだいしているところでございます。県の対応といたしましては、まず国の方で、この前の一般質問でも御答弁申し上げましたけれども、表示の方法のあり方について今、議論がされておりますので、その方向を注視していきたいと思っております。

県の対応といたしましては、農政事務所と県とそれぞれ役割分担をしながら、食品表示のチェックをするという体制になっております。農政事務所のほうは広域的な県を越えるような営業をしているような大型店等を中心にとということだったのですが、以前は県も錯綜して同じ所にどちらも行くというようなことがありまして、無駄が多かったということで、県は県としてそれぞれ役割分担をしようということで、農政事務所と協議しましてそれを解消しております。そして、それぞれの立場でやりましょう、そして連携しながらやりましょうということで、店舗点検は実施しております。

それから、食品表示のウォッチャーという方々を 51 名ほど委嘱しております。これは、県民から公募しておりますけれども、この方々を通じて情報をいただくという体制をとっているところでございます。

いずれにしても、食品表示 110 番という、もう一つ、課の中にもそういう電話を置いて、常に消費者の方からの電話を受け付けることにしておるのですが、これも去年に比べると 12 月末段階でも 3 倍ぐらいの情報が寄せられている状況でございます。そういう消費者の方々の要望、ニーズというものはひしひしと我々も感じていますので、そういった方向でまた新年度に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

○及川幸子委員 ありがとうございます。これは今後も、これでとてもだめなときは補正に補正を重ねて予算を計上してやっていただきたいと思います。以上です。

○樋下正信委員 教えてほしいのですけれども、一つは室内温水プールの稼働状況を教えてほしいのです。私もたまに行って泳ぐのですけれども、泳いでいる人がいないのです。何人もいなくて貸し切りみたいな状態なので、そこをちょっと教えてほしいと思います。

それから、素朴な疑問なのですけれども、自然公園等施設整備事業費が減額になっているのですけれども、自然公園にも県立の公園とかあるのですけれども、どういうふうな管理と

どうか。その前に、一つは、鳥獣保護センターの整備事業とあります。勉強不足で済みませんけれども、場所がどこにあるのか教えてほしいと思います。

それから、今しゃべった自然公園はどういうふうな整備というか、公園の整備だと思うのですけれども、自然公園はどの辺を指しているのか、その辺をちょっと…聞き方が悪いけれども。

○青木資源エネルギー課総括課長 県営屋内温水プールの関係でございますけれども、利用者の状況でございますが、昨年度は年間を通して5万1,000人ほどの利用者がございました。今年度は1月末現在で4万8,000人余という数字でございますが、前年度の同期と比較しますと5%増ということで、昨年比べて利用していただいている県民の方はふえているという状況でございます。

この施設は、指定管理者制度を導入して2年目ということで、雫石体育協会に管理をお願いしてやっているわけですが、利用者増ということで指定管理者のいろいろなアイデアなり行事をやりながら利用者増ということで今努力をしているところでございますので、今後とも5%ということで甘受しないで、利用者がふえるように私どもとしても頑張りたいと思います。

○菅原自然保護課総括課長 鳥獣保護センターの場所でございますが、滝沢村の砂込というところで、近くに県の畜産研究センターがございます。国道4号沿いに、こちらから行きますと右手にガソリンスタンドがあるのですが…

(樋下委員「盛農の北側のほうか」と呼ぶ)

○菅原自然保護課総括課長 そうでございます。盛岡側から行きますと、左側の国道にほぼ近い場所がございます。そこは鳥獣保護センターということで、傷病鳥獣の救護を行う施設、それからリハビリをするための畜舎とか、鳥を囲うところとかございますけれども、そのほかに水鳥を放しておくための池があると。今回その池の堰堤が崩れそうなので近々に直したいということでの補正予算でございます。

それから、自然公園の整備の関係でございますが、三位一体改革の後の今の状況でございますが、国立公園、国定公園、県立自然公園というふうに公園がございますけれども、国立公園につきましては、原則環境省が直轄事業を行うということになっています。ただし、三位一体改革以前につきましては、国からの補助事業でもって県が国立公園の施設を整備しておりましたので、かつて県が整備したものを直す場合は県が単独費で直してくださいと、そのようなすみ分けになっております。

それから、国定公園と県内に42路線ほどある東北自然歩道については、現在交付金事業ということになっておりまして、国が45%、県が55%の出し出しで整備をしております。

それから、県立自然公園につきましては、現在市町村総合補助金の中のメニューとして、県立自然公園の整備事業がありまして、原則といたしましては、市町村のほうに市町村総合補助金を使って整備していただくこととなりますけれども、過去におきまして、国民休養地というような形で国庫補助が入った施設がございます。そちらのものについては県が整備

した経緯がありますので、その維持補修については県が単独費で整備すると。若干込み合っておりますが、そのような状況になっております。

○樋下正信委員　ちなみに、岩手山は国立ですか。

○菅原自然保護課総括課長　国立公園です。

○樋下正信委員　では県は関与していないということ。

○菅原自然保護課総括課長　岩手山につきましては、十和田八幡平国立公園の八幡平地域という位置づけでございますので、先ほど申し上げましたとおり、新規の施設あるいは大きい規模のものは、原則直轄ということで環境省が整備いたしますが、三位一体改革以前は、国の補助金によりまして県が整備してきてございます。そういった施設がかなりございますので、過去に県が整備した施設の維持補修については、県の単独費でもって工事を行っているというのが実情でございます。

○樋下正信委員　実は私、去年岩手山に登って見たのです。もう少し整備というのかな、そのままにはしないと思いますけれども、手を加えたほうがいいのかなど。具体的にここがこうだということはないのですけれども、いろんなそういうふうな団体の人たちから意見を聞いてはいると思うのですが、もう少し、そういうふうな団体の人たちと打ち合わせをして、登りやすくした方がいいのかなと、これは意見でございます。

それから、私はぜひ委員長に、鳥獣保護センターに行ってみたことがないものですから、できれば委員会で。皆さんは行ったことがありますか。これは要望です。要望というか、何か機会があったら。

○菅原自然保護課総括課長　正式な議会の場とはちょっと離れますが、自然保護議員連盟の平成20年度の視察予定候補地として鳥獣保護センターを考えてございますので、ぜひ御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

○三浦陽子委員　県民生活センター運営費、ちょっとですけども減額となっておりますが、これはどういうことなのか。それから、県民生活センターを利用している方はどの程度なのか。それから、県民生活センターに行った方の感想もあるので、後でお話したいと思っておりますけれども、ひとまず教えていただきたいと思っております。

○高橋食の安全安心・消費生活担当課長　県民生活センター運営費で34万円ほどの減額となっておりますが、これは庁舎管理委託料が減ったということで減額しております。これはセンターの管理運営費を計上しているものでございます。

それから、センターの利用のほうでございますが、県民生活相談、消費者行政の相談窓口として年間相談に応じていると同時に、それから土日も開所して県民生活相談とか、さらにはいろんな講座を開催したりしております。

実際、センターの運営の経費の方は、消費者行政推進費という、その上のほうの欄であります。そちらのほうに実際の業務にかかる経費を計上しております。その経費はそれぞれ精査の中で少しずつ減ってきているということでございます。予算に関してはそういうことでございます。

○三浦陽子委員 県民生活センターに相談に行く方たちは年々ふえているのでしょうか、減っているのでしょうか。それとも余り変わらないのでしょうか。

○高橋食の安全安心・消費生活担当課長 県民生活センターの消費生活相談の概要でございますけれども、年々件数は減ってきております。特に最近減ってきておりますが、前は電話なんかで架空請求があつて、つないでもいないサイトにつないだというふうなことで、料金を請求されるような事案が1万件ぐらいあつた時代があつたのですが、それが最近はいろんな広報宣伝、普及啓発によって、そういうものに引っかかる人がいなくなってきたということがあつて件数は減ってきております。センターの相談受理件数を申し上げますと、平成18年度は6,401件、17年度が7,049件、それから16年度は9,840件、15年度は8,270件ということで、16年度以降、少しずつセンターの受け付け件数は減っております。

○三浦陽子委員 実際にセンターに私は相談に行ったことはないのですけれども、センターに相談に行かれた方が、職員の方の対応が余りよくないと。その方のお話だけなのかもわからないのですけれども、相談の仕方にもよつたのかもしれないけれども、件数が減っているのはいいことなのだととらえたいのですが、余り相談に親身に乘っていただけないとか、何かその対応に問題があつて少ないのか、その辺が私にはわからないのですが、いずれそういう声が私の耳に届いておりますので、できればこういう時代ですので、もうちょっと親身にやっていただけるような、そういう雰囲気をつひつづけていただければ、もしかしたら困っている方がまた行きやすいといひますか、そういう状況になるのではないかと。ふえることがいいこととは言わないのですけれども、やはり行きたくてもそういう話があつて、行つてもだめかもしれないということで行かない方も、もしかしたらいらつしやるかもしれないということをちょっと付け加えさせていただきたいと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○菊池環境生活部長 県民生活センターは、私思ひますに、県民との接点ということで、最先端で県民が一番困つたことを直接聞き、そして親身になつて相談に応じて解決に努力するというところで頑張つているものというふうには、私もそう確信しておりましたけれども、今、委員御指摘のような対応があるとすれば、これはあつてはならないことですので、さらに職員に話をしながら、より県民のためになる、県民に頼られるセンターとなるよう相談員の方々に徹底してまいりたいと思ひます。

○三浦陽子委員 どうぞよろしくお願ひします。

○及川あつし委員 118ページの鳥獣保護費に關してお尋ねしたいと思ひます。

補正の内容については了解いたしたところでございますが、關連して何点かお伺ひします。

先ほど課長さんからお話があつた自然保護議連で、過日環境保健センターですか、行つたときに希少動植物の調査の話がございました。私は非常に衝撃を受けて、研究員の方も非常に我々に対して、こうした事情があるということをつひわかつてくれというような訴えもありまして、新聞報道にも一部あつたと思ひのですが、コマクサだったかな、アツモリソウ

ですね、在来種の自然ではもうなかなか見つからないのではないかというような話もあったり、あとはイヌワシについても、いろいろ話がありました。補正の内容とは直接関係しないわけですが、希少動植物の保護対策について、今、新たに検討していることがあればお知らせいただきたいというのが1点です。

もう1点は、今、話題になりました鳥獣保護センターの件でございますが、池の整備については了解したところでございます。先日私の友人の議員から聞いたのですが、秋田の大館だったと思うのですが、いわゆる渡り鳥にえづけをすることを、多分、市として条例化したはずなのですが、渡り鳥に対してえづけを禁止するというようなことを始めたようでございます。今回一般質問で小野寺有一議員から鳥インフルエンザの対策について、るる質問があったわけですが、渡り鳥のえづけまで問題になってくるのだなというところで、今、問題意識としてはとまっているのですが、具体的に言えば、私の学区でも子供たちに教育の一環としてえづけはずっとやってきておりますし、こういうものも禁止される時期が来るのかなと思ったり、もしそういう検討が何かあるのであれば、お示しをいただきたいと思います。動物愛護管理は、これどこですか。

（「保健衛生課」と呼ぶ者あり）

○及川あつし委員 では、そちらよろしく申し上げます。

○菅原自然保護課総括課長 アツモリソウとかイヌワシのような希少野生動植物の関係でございますが、実はイヌワシもアツモリソウも同じでございますが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、通称種の保存法と言っておりますが、その種の保存法でもって国内希少野生動植物種に指定されているものでございます。そういうことで、基本的には、種の保存法に基づく施策によりまして、国のほうで保護事業を主体的に進めていくというのが本来の姿ではございますけれども、イヌワシにつきましては全国でも岩手、特に北上山系が有数の生息地になっておるということで、繁殖率の低下につきましては、私どもも非常に憂慮してございます。

種の保存法の中には、国の施策もそうでございますが、地方公共団体も必要な施策をやることができるということがございますので、実は平成20年度当初予算で御提案させていただきたいと思いますが、イヌワシの保護、増殖事業というものを県単独で検討してございますので、その際よろしく御審議をいただければと思います。

なお、アツモリソウにつきましては、私も非常に株が少なくなっているという県内の現状を知りましたのが、環境保健研究センターの視察、そのとき私には行けなかったものですから、復命書を見て初めて知りました。少なからずショックを受けたわけでございますが、アツモリソウにつきましては、つい先日、岩手県においてはこういった状況にあるということを環境省の東北地方環境事務所の方にお知らせをいたしました。

そういうことで、イヌワシについても、以前そういう情報提供をしたときは、全国的な対策は環境省も打てるのだが、なかなかその地域ごとのローカルな問題については環境省もちょっと手を出せる体制にはないということでございますので、アツモリソウにつきまし

でも、環境保健研究センターの研究者からよく話を聞きまして、人工増殖を初め、何らかの手立てがあるのかどうか、その辺を確かめた上で、また検討してまいりたいと思っております。

渡り鳥に対するえづけの問題でございますが、特に渡り鳥の中でも、白鳥が市民に愛されて、広くえづけがなされているという状況があるようでございます。結論から申し上げますと、水鳥等へのえづけにつきましては、私ども環境生活部、あるいは自然保護課としては禁止もいたしませんけれども、奨励もしないという立場でございます。といいますのは、えづけを行いますとその場所に水鳥がとどまってしまうと。本来であれば凍ってしまってえさがとれませんと、南の方に移動するとか、そういうことがあるわけですが、どうしてもえづけをする場所に水鳥が集まってしまう。そうしますと、ふんとかそういうことで水が汚れる、あるいは病気が発生した場合に蔓延しやすいといったような問題もございますので、積極的に奨励するものではございませんが、反面水鳥もそうやって日本に渡ってくれば、冬のえさを確保できるということもございまして、青少年の情操教育の面というようなものも配慮する必要がございますので、私どもとしては、積極的に奨励もいたしません、禁止もしないということです。

あと鳥インフルエンザにつきまして、環境省の見解といたしましては、渡り鳥そのものからの感染が確実かどうかということについては確証が得られていないという立場だったと思います。これまでも環境省、県もそうでございますが、渡り鳥のふんとか検体から鳥インフルエンザの病原ウイルスが検出されたとか、ずっと調査を続けておりますが、一度も陽性になったことがございませぬので、その辺の確証がまだつかめていないということで、今のところ積極的にえづけを禁止するというような立場ではございません。

○及川あつし委員 わかりました。ちょっと問題提起でございますので。秋田の禁止の理由は、鳥感染の防止だったと思うのです。いわゆる比内地鶏に感染しないようにというのが主眼であったと思うのですが、本県でも養鶏が盛んな県北の地とかいろいろあると思いますので、今後検討の対象になるのではないかなと思いますし、今、課長さんから答弁があったように、うちの学校でもちょっと問題になっているのです。こういうことやっていいのかとか、学校の中でも飼っていますので、渡り鳥に対するえづけと校内飼育がどうなのだというような議論になっていまして、なかなかこれ結論を出しづらいというようなところもありますので、今、奨励も禁止しないということでございまして、いずれ大いなる議論が起る時期が来ると思いますので、事前の調査なり検討をお願いして終わります。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ないようでございますので、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様、大変御苦勞様でした。退席されて結構でございます。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第 57 号平成 19 年度岩手県一般会計補正予算(第 6 号)中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち、保健福祉部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費のうち、第 3 款民生費並びに議案第 58 号平成 19 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第 1 号)、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○古内保健福祉企画室長 それでは、保健福祉部関係の補正予算について御説明を申し上げます。まず、議案第 57 号平成 19 年度岩手県一般会計補正予算についてであります。お手元の議案(その 3)、6 ページをお開き願います。御審議いただきます補正予算は、3 款民生費 21 億 2,579 万 7,000 円の減額のうち、2 項県民生活費を除く 21 億 1,022 万 6,000 円の減額と、7 ページのほうにまいりまして、4 款衛生費 5 億 800 万 1,000 円の減額のうち、2 項環境衛生費の一部を除きます 2 億 3,763 万 3,000 円の減額の合わせて 23 億 4,785 万 9,000 円の減額補正であります。

今回の補正は、国庫支出金の確定など事業費の確定に伴います整理が主なものであります。

以下、各項目ごとに主な内容を御説明申し上げますが、便宜予算に関する説明書により説明させていただきます。

お手元の予算に関する説明書 98 ページをお開き願います。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、3,194 万 9,000 円の減額となっております。補正予算額のうち増額の主なものは、国庫補助金などの確定に伴いまして、国庫支出金を返還する管理運営費や、99 ページのほうにまいりまして、低所得者世帯に対する福祉灯油の購入助成を行います灯油高騰対策緊急特別支援事業費補助などがございます。一方、減額の主なものは障害者自立支援対策臨時特例事業費で、所要額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

2 目身体障害者福祉費 1,738 万 5,000 円の減額の主なものは、小規模通所授産施設運営費補助で、所要額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

100 ページにまいりまして、3 目知的障害者福祉費 1,096 万 2,000 円の減額は、小規模通

所授産施設等運営費補助で、所要額が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

4目老人福祉費3億9,511万5,000円の減額の主なものは、介護給付費等負担金で、市町村等の介護給付費の減額に伴う県負担金の所要額の補正であります。

101ページのほうにまいりまして、5目遺家族等援護費94万4,000円の減額の主なものは、戦傷病者戦没者遺家族等援護費で、国庫事務委託費の確定などによるものでございます。

6目国民健康保険指導費7億3,120万1,000円の減額の主なものは、国民健康保険事業安定化推進費で、岩手県調整交付金などの確定によるものであります。

102ページにまいりまして、7目婦人保護費344万7,000円の減額の主なものは、婦人保護施設入所保護費で、入所者数の見込み減及び国庫補助金単価の改正などによるものでございます。

8目社会福祉施設費693万2,000円の減額の主なものは、ふれあいランド岩手管理運営費で、指定管理者に対する管理委託料の確定によるものであります。

少しページを飛びまして、105ページをお開きいただきたいと思います。3項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億2,895万2,000円の減額の主なものは、保育対策等促進事業費で、地域子育て支援拠点の設置箇所数が当初の見込みを下回ったことなどによる所要額の補正であります。

106ページのほうにまいりまして、2目児童措置費3億3,751万8,000円の減額の主なものは児童保護措置費で、支給対象児童数が当初の見込みを下回ったことによる所要額の補正であります。

3目母子福祉費9,731万6,000円の減額の主なものは、児童扶養手当支給事業費で、所要額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

4目児童福祉施設費6,176万7,000円の減額の主なものは、療育センター管理運営費など児童福祉施設の管理運営に要する所要額の補正であります。

108ページのほうにまいりまして、4項生活保護費、1目生活保護総務費2,618万4,000円の減額の主なものは、指定医療機関等指導監査費で、国庫補助金の確定などによるものであります。

2目扶助費2億5,707万6,000円の減額の主なものは、生活保護扶助費で、生活保護世帯数が当初の見込みを下回ったことなどによる所要額の補正であります。

109ページのほうにまいりまして、3目生活保護施設費11万2,000円の減額は、松山荘施設整備費で、工事管理委託料の確定によるものでございます。

110ページのほうにまいりまして、5項災害救助費、1目救助費336万6,000円の減額の主なものは、災害援護資金貸付金で、貸付基準に達する災害が発生しなかったことによるものでございます。

111ページのほうにまいりまして、4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費、758万8,000円の増額の主なものは管理運営費で、環境保健研究センターなど公衆衛生関係

等に従事する職員の人件費について、所要額の補正をするものであります。2目結核対策費502万5,000円の減額の主なものは、結核健康診断、予防接種及び結核医療費で、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

112 ページのほうにまいりまして、3目予防費1,676万7,000円の増額の主なものは特定疾患対策費で、所要額が当初の見込みを上回ったことによるものであります。

113 ページにまいりまして、4目精神保健費4,792万3,000円の減額の主なものは、精神障害者社会復帰施設運営費補助で、国庫補助基準額の改正などによるものであります。5目老人保健費1億1,903万5,000円の増額の主なものは、老人保健対策費で、市町村の所要見込額が当初の見込を上回ったことなどによるものでございます。

114 ページにまいりまして、6目環境保健研究センター費852万1,000円の減額は、環境保健研究センターの管理運営及び試験研究に要する経費を補正するものであります。

116 ページにまいりまして、2項環境衛生費、2目食品衛生指導費645万2,000円の減額の主なものは、牛海綿状脳症対策費のBSE検査経費が当初の見込みを下回ったため、所要の補正をするものであります。

少しページを飛んでいただきまして120ページをお開きいただきたいと思います。3項保健所費、1目保健所費4,493万4,000円の減額の主なものは管理運営費で、保健所の管理運営に要する経費について所要の補正をするものであります。

121 ページにまいりまして、4項医薬費、1目医薬総務費8,146万3,000円の減額の主なものは管理運営費で、衛生関係に従事する職員の人件費、事務費など管理運営に要する経費について所要の補正をするものでございます。

122 ページにかけまして、2目医務費1億4,597万5,000円の減額の主なものは救急医療対策費で、高度救命救急センター運営費補助の国庫補助基準の改正などによる所要額の補正をするものであります。3目保健師等指導管理費3,944万9,000円の減額の主なものは保健師等指導費で、国庫補助基準額及び国庫補助施設の確定などによる所要額の補正をするものであります。

123 ページのほうにまいりまして、4目薬務費128万1,000円の減額の主なものはワクチン受給費で、所要額の確定に伴う補正であります。

続きまして繰越明許費について御説明を申し上げます。申しわけございません、再びお手元の議案（その3）の10ページをお開き願います。第2表繰越明許費2号表中、当部の関係は3款民生費の5,555万円であります。1項社会福祉費の人にやさしいまちづくり推進事業386万4,000円は、川井村地内の道の駅区界高原オストメイト対応設備設置工事で、繰り越しの主な理由は、設置場所の変更などに伴います設計工法の検討に不測の日数を要したため、年度内工事完了が困難となったものでございます。

老人福祉施設整備費補助5,168万6,000円は、社会福祉法人松園福祉会が実施いたします特別養護老人ホームの整備及び社会福祉法人麗沢会が実施いたしますケアハウスの整備に要する経費で、繰り越しの主な理由は関係機関との協議調整などに不測の日数を要した

ため、年度内工事完了が困難となったことによるものであります。

次に、議案第 58 号平成 19 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算について御説明を申し上げます。議案（その 3）の 22 ページをお開き願いたいと思います。

22 ページから 24 ページにかけましての母子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ 1,376 万 7,000 円の増額であり、補正後の予算総額は 4 億 2,398 万 4,000 円となります。以下、各項目ごとに内容を御説明申し上げますが、便宜予算に関する説明書により説明させていただきます。また、お手元の予算に関する説明書の 236 ページを御覧いただきたいと思います。

歳入、2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2,413 万 3,000 円の増額は、前年度の母子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金の確定によるものであります。

237 ページのほうにまいりまして、3 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入 1,058 万 3,000 円の減額は、貸付償還元金が見込みを下回ったことによるものでございます。

238 ページのほうにまいりまして、2 項預金利子、1 目預金利子は 21 万 4,000 円の増額であります。

239 ページにまいりまして、3 項雑入、2 目雑入は 3,000 円の増額であります。

240 ページのほうにまいりまして、歳出の 1 款母子寡婦福祉資金貸付費、1 項貸付費、1 目母子福祉資金貸付費は 833 万円の増額であります。2 目寡婦福祉資金貸付費は 543 万 7,000 円の増額であります。

以上で保健福祉関係の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 108 ページですが、扶助費、生活保護の見込み世帯数が当初を下回ったということですが、この見込みという部分、随分多かったような、全国的に見ても生活保護を受けられない状況なのに受けているとか、不正に受け取っているという状況が報じられております。岩手県内においても、結構件数があったのではないかと思うところから、その現況をお示しいただきたいと思います。そしてまた、この減額 2 億 5,700 万円が、チェックが完全にされた結果でこのように減額になったのか、その辺のところをお話しいただきたいと思います。

○下屋敷地域福祉課総括課長 まず、委員御指摘の生活保護に伴う不正の御質問でございますが、恐らく北海道滝川市のそういう受給に要する費用に対するものだと思いますが、これにつきましては、国のほうからも現況についての問い合わせ等もございまして、私どもも調べましたけれども、高額な通院を出しているというのは、3 万円以上を超えるところでは 3 人ぐらいというようなところでございまして、現地の福祉事務所とも確認いたしましたけれども、どうしても必要な経費という判断でございます。そういうことからしますと、不正な受給というのはないのではないかと考えておるところでございます。

それから、生活保護費の扶助費についてでございますけれども、これにつきましては例年どうしても生活保護の状況が経済の状況に伴いまして変動しますので、少し多目に予算措置をやっているということで、ただ今回少し多かったわけでございますけれども、これはその伸びがここ1、2年でございますけれども、落ちついたというようなことで、経済的な不況のところやや緩和されたかなということで、こういう減額が少し多く出たということでございます。以上でございます。

○及川幸子委員　こういう経済状況だから少し多目に見ていたが、やっぱり実際はそうでもなかったというふうにとらえていいのですか。実は、ちまたからのいろいろな意見を聞くと、生活保護をもらいながらパチンコ屋に行っている人が多く見受けられるとか、そういうお話を随分聞くものですから、本当に妥当な線で支給しているのかということが疑われるわけです。かなりの額で差があったということで、経済動向の見方がちょっと違ったのではないかと思うのですが、その辺のところをもう一度お答えいただきたいと思います。

○下屋敷地域福祉課総括課長　扶助費につきましては、国庫へ負担金を出さなくてはいけないということでございますので、ある程度の予測をとって積み上げているわけでございます。委員御指摘のとおり、精査につきましても今後とも努めてまいりたいと思います。

それから、不正の点につきましては、国との関係でいきますと、例えば自立支援、就労を促進させるようなそういう取り組みを県でも行っておりますので、そういう自立支援プログラムと私どもも言っておりますが、そういうものを活用しながら、福祉事務所について指導してまいりたいと、そういうふうに思います。

○及川幸子委員　本当の意味で生活保護を受けたほうがいいのではないかと思う方、3万5,000円ぐらいの年金で本当に細々と、日中はストーブもつけなくて厚着をしているおばあちゃんとか見受けられるのですが、やっぱり相談窓口でそういう方のお話を聞けるように、民生委員という方々の活動をもっと積極的にしてあげないと、生活保護をもらうのはとても恥ずかしいと思われる方、いや、生活保護をもらわなくても年金で暮らせるのだという、そういう強い意思を持った方々もいらっしゃいますので、その辺のところも、どうぞ民生委員を通じて、地域の状況を市町村を通して把握していただきたいと思います。以上です。

○三浦陽子委員　児童福祉施設費のところなのですけれども、一般質問でもちょっと取り上げさせていただいた療育センターのところで大分減額になっているのですが、私も行って見て、療育センターというには余りにもひどいような状況を目の当たりにいたしまして、こんなに余していいのかなというか、今後どのような構想を持っていらっしゃるか、もう一度ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○小林障害保健福祉課総括課長　療育センターにつきましてはですが、こんなに余するというお話があったのですが、一つは余った理由が、医師を確保するための経費等も含んでおったのですが、結局確保できなかったとか、あるいは医療機器を買ったのですが、入札の残だとか、そういうものでございまして、御理解をいただきたいと思います。

ただ、今後のことにつきましてでございますが、療育センターが真に療育センターとして

機能していくために、療育センターの将来像検討委員会というものを開催いたしまして、3月中にうちのほうにその審議内容といいますか、御提言をいただくことになってございます。その御提言を踏まえて、さらに取り組む方向を定めてやっていきたいというふうに思っております。確かにお寒い状況というのは、その将来像検討委員会の中でも話が出ておりましたので、徐々に踏まえていきたいと思っております。

○三浦陽子委員 はい、ありがとうございます。やはりこれからどんどん子供さんたちの将来を心配して、親御さんがいらっしゃるので、ぜひそういう御支援というか、しっかりとした将来像を示していただきたいというふうに切にお願いします。

それから、ちょっと一つ、杜陵学園の管理費なのですが、これはやはり人件費ということになるのかと思うのですが、私も杜陵学園に行っているいろいろお話を伺ったのですが、今の子供さんたち、不登校だとか虐待だとか、相当ひどい思いをして、家庭ではとても面倒を見られないということで、児童相談所でいろいろと、みちのくみどり学園に行くか杜陵学園に行くかというふうに、そこで分けられるようです。まだまだ杜陵学園という存在がなかなか周知されていないところがあるやに聞いているのですけれども、この杜陵学園につきまして、今後本当にそこで社会復帰ができる、子供たちをちゃんとしっかりと社会性を持った子供たちにできるくらいの職員をしっかりと配置していただけたらもっといいのではないかとこのように思うのですが、その辺につきましておっしゃっていただきたいと思います。

○川上児童家庭課総括課長 ただいまいただきました杜陵学園、委員御指摘のとおり、非行に走っているお子さん、いわば対応が難しいお子さんを切り離して、自立への道を探しているところでございます。今、委員御指摘ございましたが、なかなか措置機関、措置をされる機関でございます、措置される先でございますので、周知という部分についてはいかがなものかという部分はございます。ただ、当然のことでございますが、児童相談所とか養護施設さん、あと学校さんとの連携はきっちり図らせていただいております。そういう意味での連携の部分につきましては、きっちりとられるということです。

ただし、先ほどお話がありましたとおり、いっぱいまだまだ課題がございます。その中の一つが、だんだん困難化していく児童への対応力、これにつきましては、現在杜陵学園の職員が、鋭意研修等を含めまして、まずみずからの対応力を強めるということ、あとは量の問題もございます。量といいますのは、職員の数の問題もございます。いずれにしても、杜陵学園等々と当課、当部含めまして連携をしながら適切な対応に努めてまいれる体制を整えてまいりたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

○三浦陽子委員 結構、地域と交流をしているようなところもあると伺っておりましたし、やはり子供たちの気持ちを第一に考えて、もっと体験をさせるとか、みちのくみどり学園は、この間、実は「いのちの作法」という映画を見たときに、沢内の皆さんが温かく迎えて、そこでホームステイしたりとかと、非常に自然の体験とか、すばらしい取り組みをしていらっしゃるというふうに私も感動して見てきたのですが、やはり子供に区別をするとか、差別することなく、杜陵学園でお世話になっている子供たちにも、ぜひそういう体験とか、そ

れから教育も学校教育からちょっと離れている部分もきっとあるのではないかというふうに思います。そういうきちっとした教育も施されるように、みんなで支援してあげる。そこがきちりすれば、ほかのところも多分そういう雰囲気になってくるのではないかと思います。

県立の杜陵学園ですので、やはり中学校の子供たちが高校に行きたいという気持ちになったときに、どこがちゃんと受け入れられるかとか、そういうことも含めて、ぜひ杜陵学園の方にもしっかりと光を当てていただきたいというふうに思いますが、その辺につきましてよろしくをお願いします。

○川上児童家庭課総括課長 ただいまの杜陵学園の体験の関係についてお尋ね賜りました。現在、これは前からでございますが、例えば野球大会で北海道とか東北地域を対戦して歩くとか、あとはそこがございますが、周辺の企業の方々の御厚意をいただきまして、職場体験もさせていただいている。そういった周辺との連携による、あとバザーを開いたり、いろんな周辺の方々の大会を開いてございます。そういう数は大分ふえてきたというふうに、大変連携がうまくいきつつあるというふうに感じてございます。

それと、学校教育の御指摘、お話が一つありました。全国の同じような自立支援施設の中で、大体6割が委員御指摘のとおり学校教育を施設的に受けているということでございます。本県の杜陵学園にあっては、準ずる教育を受けているという状況でございます。この部分につきましては、教育委員会さん、地元盛岡市の教育委員会等々の御協力も賜りまして、ぜひお話を進めて、教育を受ける、そういう部分につきましても充実をしてみたいというふうに考えてございます。

○三浦陽子委員 やはりそこまでしっかり大人が、子供たちの将来をきちっと支える、そしてまた社会復帰できる、そういう環境を整えるためにも、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

○小野寺有一委員 済みません、勉強不足なので教えていただきたいと思うのですが、105ページの地域子育て支援拠点事業費というのがございます。それから、地域子育て活動推進事業費補助というのがありまして、これはいわゆる学童クラブとかというふうに言われているもののことなののでしょうか。それとも違うことなののでしょうか。

○川上児童家庭課総括課長 ただいま委員から御質問いただきました件につきましては、いわゆる地域子育て支援センター、地域で子供を育てていくという、そういう施設系の助成支援です。

○小野寺有一委員 もう1点ございます。112ページ、予防費というところで、先ほど特定疾患対策費というものが増額補正になるという御説明をされておりましたけれども、この特定疾患というもののもう少し詳細を教えてくださいと思います。

○高田保健衛生課総括課長 特定疾患というのは、国で定めたいわゆる難病と言われるもので、トータルで123の疾病がございますけれども、そのうち45の疾病につきまして、医療費の補助という形で給付という形をやってございます。年度当初想定しておりました給

付する人員、この方々が年々ふえてまいりまして、当初想定していたよりも若干ふえたということで、医療給付に当たる額がほぼこういう額、すべてではございませんけれども、主にこういう額としてふえたということで増額補正をさせていただいているということでございます。

○小野寺有一委員 人員がふえたということはわかりましたけれども、例えばこの疾患の中で、特別どの疾患がふえたとか、そういう動きはあるのでしょうか。

○高田保健衛生課総括課長 特別ふえているというのは、そこまで詳しいことは年度当初把握してございませんけれども、岩手県の場合、これは全国もそうなのですけれども、45の疾病のうちパーキンソン病であるとか、あるいは潰瘍性大腸炎、これらが非常に多くなっているというのが現状でございます。どの疾病が前年に比べてどれくらいふえたかというのは、ちょっと申しわけございません、今まだ集計中でございます、手元に持ち合わせてございませんけれども、年度の終わりには集計になると思います。それまでお待ちになっていただければと思います。よろしく申し上げます。

○小野寺有一委員 ただいま課長の御説明でパーキンソン病のお話が出てまいりましたけれども、これはただのうわさ話なのかもしれませんが、パーキンソン病の方が余りにも全国的にふえてきているために、特定疾患としての負担にもう耐え切れなくなっているのではないか、その難病の指定から外れる可能性が出てきているのではないかというようなお話を承ったことがあるのですが、今、近い一番最新の情報でどういふふうな見通しであるのか、そういったところを教えていただいております。よろしくお願いいたします。

○高田保健衛生課総括課長 国のほうで確かに、今、申しあげましたパーキンソン病、潰瘍性大腸炎が全国的に多いということで、国がいわく、症状的に極端に悪い方も、軽症の方もいらっしゃるということで、それを重症の方に限定しようという話は、実は一昨年議論としては出てまいりました。しかしながら、国の制度の中で協議しまして、そういう議論は当面やめましょうということになってございまして、重症の方に限定しようというような話は今のところは出てまいっておりません。

○樋下正信委員 今、予防費のところを見ておりましたら、狂犬病の予防費とあります。この質問がそぐうかどうかあれですけども、私は犬を3匹飼っているのです。室内犬も予防しているのです。かじることはないのです。表の大きい犬とかなんだったらあれですけど、そこら辺どういうふうに解釈すればいいのでしょうか。ちょっとそぐうかそぐわないかわからないけれども、猫みたいに小さいダックスとかあいう犬は全然かじらないです。

○高田保健衛生課総括課長 狂犬病予防法では、室内犬であろうが室外犬であろうが、大きくても小さくても、犬だけではございませんけれども、狂犬病にはかかる可能性があります。狂犬病はかんだときに発症して感染するわけでございますけれども、申しわけございません、室内犬だからということで、狂犬病予防注射あるいは登録を免除するというような規定には現在なってございませんので、そのところは犬所高所から御理解いただければありがたいというふうに思います。

○高橋元委員 児童扶養手当がかなり高額な減額になっておりますが、児童手当支給事業費、当初の見込みと何が違ってこれだけの大きな減額になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、予算の編成において見込みを決めるときに、例えば3年間の平均で対象者がこうだとか、あるいは前年がこうだからとか、5年間の平均とか、その辺でどういう編成の仕方をしているのか。かなりの項目で前年よりも対象者が下回ったというふうな先ほどの説明であったのですけれども、その辺の編成の仕組みを教えてください。

○古内保健福祉企画室長 予算編成の関係の御質問がございましたけれども、毎年度予算編成をする際には、当然その社会の状況等々も十分加味しながら、次年度の予想を立てつつ編成するわけですけれども、当然過去3年なり5年なりの経過等も踏まえた上で、プラスその社会情勢等々を加味した上で編成をさせていただいております。ただ、今お話ございました児童扶養手当の関係等々では、離婚する方々が実はそれほどふえていないにもかかわらずもらう方が多いのですが、所得の低い方々がふえてきているという認識だったので、今回その部分も見込んで多目に編成をさせていただいたのですが、結果的にはこちらで予想したような数にはならなかったということで、こういう減額の補正になっています。いずれにいたしましても、繰り返しになりますけれども、社会の情勢、あるいは国の動きもそうですし、過去の状況も踏まえて編成をさせていただいております。

○川上児童家庭課総括課長 ただいま御質問ございました児童扶養手当の関係につきまして、ちょっと御説明をさせていただきます。予算編成の部分につきましては、先ほど室長のほうからお話がありましたとおり、予定を見込みました部分が、特にも児童扶養手当の受給者の対象者数がそれぞれ年々ふえてきているということ、あとは国庫負担率の引き下げ等々がございまして、結果今般お願いしていますとおりの額の引き下げということでございます。よろしく申し上げます。

人数の部分につきましては、平成19年度、本年度約1万900人程度を見込んだものでございます。この部分については、結果的に1万500少しというような数でございます。以上でございます。

○木村幸弘委員 98ページの社会福祉総務費のところですが、岩手県社会福祉事業団自立化支援事業費ということで、2億300万円ほど減額ということになってはいますが、この事業団運営にかかわって大変大きな額が減額されておりますが、その内容について教えていただきたいというふうに思います。あわせて109ページ生活保護施設費、松山荘の施設整備費、先ほど事業確定、工事管理委託料の確定によってということではありますが、実際にこの施設整備の事業計画の内容等について御説明をいただければというふうに思います。

○下屋敷地域福祉課総括課長 社会福祉事業団に対する自立化支援補助金減額補正の御質問でございましたけれども、これにつきましては、一つは退職による人件費の減額もございまして、大体6,500万円ほど下がったということです。予算が減したということと、それとあと自立化支援障害のほうの、それに伴う障害程度区分の確定に伴う報酬単価の増という

ようなことで、支援費の関係でということ、これが私どもの試算で1億5,000万円ほど激変緩和措置、いわゆる自立化支援費（後刻「自立支援給付」と訂正）です。障害者自立支援法に基づく支援費が激変緩和措置で、今優遇されているといたしますか、そういうことがございまして、支援費の分が1億5,000万円ほどということ、それと合わせて2億円以上の補正になったということでございます。

それから109ページの生活保護施設の松山荘についてでございますが、これにつきましては平成17年度から3年間で施設整備を行っております。今年度は授産棟を整備しておるということで、これが大体6,000万円ほどの施設整備ということになっております。あとこれにつきましては、指定管理委託料が入っております、これらを合わせまして3億7,000万円ほどの施設費ということで計上されているということになっております。以上でございます。

○木村幸弘委員 今の説明で事業団の退職による人件費の減が1,500万円ほどあるというふうなことで、激変緩和措置での支援費の取り扱いということなのですが、これは一つは退職による人件費の減ですが、これは事業団職員が満了という形で退職をされた、定年退職という位置づけの中の退職にかかわる人件費の減額なのか、あるいは途中退職を含めて、そういった実態がどうなっているのか、もしおわかりであれば示していただきたいと思っております。

それから、あと自立化支援事業そのものが、今後どのような措置といたしますか、予算として事業団に対しての対応が進められていくのか、その辺の計画的なものがあれば御説明をお願いしたいというふうに思います。

あとは松山荘の件ですけれども、指定管理委託料を含めての事務費ということで、これは平成17年度から3年間ということは、今年度でまず整備はすべて完了ということになるわけですね。そうすると、今後の管理運営等については、引き続きこの指定管理者制度に基づいて運営がなされていくというふうなことになるのか、そういったところについての計画予定というものを示していただければというふうに思います。

もう一つは、議案第58号の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算のところの説明の中で、先ほど高橋元委員のほうからも、全体を通していろいろと見直しの部分で予定を下回ったとか、そういった傾向があるのではないかと御指摘があったのですが、237ページの貸付金に対する償還がやはり見込みを下回っているという説明でありましたけれども、こういった下回った状況といたしますか、貸し付けをされている中で、どのようなことが予定どおりの償還にならないのかというふうな、傾向といたしますか、その実態などについて把握されている点があれば、その点についてもあわせて御説明いただければというふうに思います。

○赤羽保健福祉部長 松山荘の指定管理者の関係につきましては私のほうから、その他は各担当の総括課長から答弁をさせます。

松山荘につきましては、平成18年度から3年間の指定管理者ということでやってまいりました。社会福祉施設、県立の施設につきましては、18年度から原則として民間移管とい

うことでやってきておりまして、例えば松山荘と同じ生活保護上の救護施設である好地荘、これは旧石鳥谷町、花巻市でございますが、それにつきましても事業団に移管したところでございます。

なぜ松山荘だけ指定管理者に残したかということは、いわゆる改築の問題があったわけでございます。改築した段階において、あと指定管理者は平成 20 年度までであるわけですが、21 年度以降の対応については、20 年度において十分に検討した上で、その後のあり方ということを考えていく必要があるのではないかと考えております。

○下屋敷地域福祉課総括課長 先ほどの事業団の関係でございますけれども、まず一つは事業団の今後の自立化支援補助金の見通しというふうな話でございましたけれども、これにつきましては、平成 18 年度に民間という、自立をするということで、従来の業務委託方式からいわゆる民間移管という形で事業団にも 10 年間と、県は、その間自立が定着するまで自立化支援補助金を継続して出すというような形になってきたわけです。それに至るまでには、いろんな方々の御議論も踏まえたあり方検討の議論がなされてきているという形で来たというふうに考えております。

当初の自立するというようなこともございまして、経営の立て直し、きちんとした経営ができるようにということで支援をしているわけでございますけれども、今後は施設のあり方といったようなことも、老朽化という面もございまして、各施設においては、そういうようなことでの検討というようにもあり得るのかなというようにも考えているところでございます。

それから、退職のことにつきまして、今、手元に資料はございませんけれども、定年退職であればある程度の積算の見通しとか立てるわけでございますけれども、これで 6,000 万円ほどの減ということでございまして、恐らく定年退職前におやめになる方が増加したというように考えているところでございます。ただいま精査中です。

○川上児童家庭課総括課長 特別会計の母子寡婦福祉資金の貸付金元利収入の増減等々のお尋ねにつきましてでございます。母子寡婦福祉資金は、母子家庭、あと寡婦の方々の自立の促進、生活の安定等々のために貸し付けしている資金でございます。この元利金の収入が今回そごを来たしましたのは、特にも昨今背景には母子家庭を取り巻いている経済状況が大変厳しいものがあると、そういったような中から滞納が増嵩している状況でございます。

ちなみに、平成 18 年度の会計の部分におきますと、1 億 7,900 万円余の滞納額が生じてございまして、この額が過年度に比べますと少しずつふえている。お尋ねございました元利金の収入額がマイナスになっているけれども、これはどうなのだということではございますが、こういった滞納額の増嵩の部分が、いわば基本的にはその理由の前提になっているというふうに感じてございます。

なお、包括外部監査等々の御指導をいただいております。特にもこの延滞金の回収の関係、あと不正な貸し付けの関係については、制度の運用を末長く維持していくという観点からも、母子家庭の支援の観点からも、そういう部分の改善については努めてまいりたいと考

えております。以上でございます。

○木村幸弘委員 大体概要等はわかりましたけれども、いずれその退職の件、途中退職の状況等について後ほど資料としていただきたいと思います。以上で終わります。

○高橋博之委員 短く1点お聞きします。ご近所介護ステーションと、それからモデル介護支援ハウス整備費が減額補正となっておりますが、これは当初想定しておったほどこの事業が利用される方がいなかったというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○及川長寿社会課総括課長 御指摘のとおりですが、当初予定していましたほどの利用がなかったということでございますが、ちなみにご近所介護ステーションにつきましては、当初6カ所ほどの補助を予定しておりましたのですが、実績が2カ所にとどまった。それから、モデル介護支援ハウス整備につきましては、当初4カ所の整備を予定しておりましたが、実績が1カ所にとどまってしまったと。非常に残念と言えれば残念なのですが、これから整備について、いろいろ宣伝して売れるものにしていきたいというふうに思っております。

○高橋博之委員 この両事業とも、本当に大変超高齢化社会を先取りした岩手ならではの素晴らしい事業だというふうに思っております、ぜひ広めていただきたいですが、これからどんどん宣伝していくというお話をされておりましたが、決して今までしていなかったということでもないのだと思うのです。具体的にどのように事業利用を広げていくのかという今後の取り組みについて聞かせていただきたいというふうに思います。

○及川長寿社会課総括課長 これにつきましては、我がほうで、今年度地域ケア体制整備構想というのを策定したのでございますが、その中でも、今後の岩手県内の福祉のあり方として、やっぱり医療と福祉の連携というのも大事である。それから、住みなれた地域で生活していただくというのが一番重要なのではないかと。そうなりますと、いろんなパターン、例えば多機能のデイサービスや居住型の施設というのを、考え方としては中学校区ぐらいの広さのところ、住みなれた地域にそういうのを集中的に整備して、そういうのを利用していく。その中で、例えばご近所介護ステーションですと、デイサービスとか、そういうのを近隣の方がお集まりいただいて利用していただくものでございますし、介護支援ハウスについては居住型の施設、こういうのを1カ所に集めて利用しやすいものにしていく。そういうふうな利用の仕方が今後必要になってくるのではないかと。それから、それをいかに推進していくかということで、来年度は地域ケア体制整備を推進していく中であって、医療と福祉の連携、それから住みなれた地域でのサービスのあり方、こういうのを関係者でネットワークをつくることをモデル的に、県も積極的に参画して実施していこうということで、来年度の計画になりますが、そういうことを考えております。

○下屋敷地域福祉課総括課長 先ほどの木村委員の社会福祉事業団の退職の状況でございます。退職者は8人でございますけれども、そのうち定年が1人でございます。途中退職が7人という状況になっておまして、これに伴いまして減額補正になったということでございます。以上でございます。

○赤羽保健福祉部長 答弁の訂正でございます。先ほど下屋敷総括課長から支援費と申し

上げましたが、その部分は自立支援給付でございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県障害者工賃倍増5か年計画について、発言を求められていますので、これを許します。

○小林障害保健福祉課総括課長 それでは、今般2月に確定いたしました岩手県障害者工賃倍増5か年計画につきまして、配付してございますけれども、便宜お手元の資料、岩手県障害者工賃倍増5か年計画についてという資料によりまして御説明をさせていただきます。

御承知のとおり障害者の就労支援につきましては、国の労働局とか、あるいは商工労働観光部が中心となって展開しております障害者と企業が雇用関係にある、いわゆる一般就労と言われるものと、そこまでには至らない当部が所管しております福祉的就労と言われるものがございます。以降御説明させていただくのは、授産施設あるいは障害者就労継続支援B型事業所といったようなところで仕事を行う、いわゆる福祉的就労に関する支援施策についてございまして、順次資料に沿って御説明をさせていただきます。

資料1ページ及び2ページでございますけれども、福祉的就労への支援に関しまして、これまでの取り組みといたしましては、県庁等での授産製品の販売場所の提供、あるいは会議時のコーヒーや郵便物の配布などの役務的仕事の提供、それから民間企業等と授産施設との仕事のマッチングなどに取り組んできたところでございます。

しかし、こうした福祉的就労の場で働く障害者の1人当たりの作業収入につきましては、2ページにありますように、平均いたしまして月額1万3,800円程度で、障害年金等による収入を加えても、年金2級に該当する障害者で月8万円弱にしかならず、障害者の自立した生活にほど遠い状況にあると考えてございます。

このことから、これまでの取り組みに加え、もう一段の授産施設等の工賃を引き上げるため、施設等へ経営コンサルタント等の専門家を派遣し、企業経営的ノウハウの導入を図るなど売り上げ増につなげ、障害者に支払われる作業工賃のさらなる引き上げを図ろうとするものでございます。

この工賃倍増に取り組むきっかけは、昨年2月に国で取りまとめられました成長力底上

げ戦略の福祉から就労へという取り組みの一環といたしまして、各都道府県で本年2月までに工賃倍増5か年計画を策定するよう求められたことによるものでございます。5ページの下のほうにございますけれども、本県としては、昨年11月に産業界等も含めた策定推進委員会を設置いたしまして検討を進め、今般岩手県障害者工賃倍増5か年計画といたしまして取りまとめたものでございます。

3ページのほうにお戻りいただきたいと思いますが、この概要についてでございますが、1の策定の趣旨でございます。福祉的就労の場で作業に従事している障害者が年金等の社会保障と合わせ、工賃収入により自立した生活ができるよう支援していこうというものでございます。

2の計画期間でございますが、国の指針に基づきまして、平成23年度までの5カ年とするものでございます。

それから、3の対象事業所でございますが、国の指針で示されました福祉的就労の場である就労継続支援事業B型、あるいは旧法の授産施設といったような施設のほか、本県では独自に新法移行前の福祉作業所がございますとか、それから新法に作業所が移行しました作業型の地域活動支援センター、そういった小規模な作業も含めておりまして、平均工賃は1万3,800円程度となっているところでございます。

4の対象事業所の課題でございますが、昨年10月に事業所調査を行った結果では、一つ目が企業経営ノウハウの導入が不十分である、二つ目が活動支援のためのネットワークがないという大きく二つの課題が挙げられているところでございます。

5の目標工賃につきましては、1万3,800円の倍であります2万7,700円としておるところでございます。

6の取り組みの視点でございますが、主役は障害者である。その障害者の自立を支援することが授産施設等の事業所の役割であり、事業者には主体的に工賃引き上げに取り組んでいただく。県や市町村は側面から必要な支援を行うというものでございます。

7の具体的取り組みでございますが、調査の結果、浮き彫りになりました課題を含めまして、一つ目でございますが、各授産施設あるいは事業所ごとに工賃引き上げ計画の策定等の取り組みがなされるよう進めて、そのために各圏域のモデル事業所に経営コンサルタント等のアドバイザーを派遣いたしまして、そのノウハウを提供いたしまして、成功事例を県内九つの障害福祉圏域に広げていこうというものでございます。

二つ目でございますが、一般就労への移行支援を図るために圏域に整備を進めています、地域就労支援ネットワークというものがございますが、この中にこの授産施設等の事業所も参加させまして、企業と顔の見える関係をつくっていこうとするものでございます。

三つ目は、その他セミナー等を通じました意識啓発、それから官公需の発注の促進を図るものでございまして、それらの取り組みによりまして、平成23年度までに現在の工賃の倍増を図ろうとするものでございます。

雑駁でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○千葉康一郎委員長 この件も含めて、この際何かありませんか。

○及川あつし委員 この件については承知いたしました。この際発言ということで、予算委員会では、当該委員は遠慮しなければならないので、手短かに申し上げます。

動物愛護管理推進計画について、前回資料をちょうだいしました。うちの子供を含めて、この前卒業研究で盛岡保健所の犬猫収容施設というところに行きたいということで、行ってまいりました。大変にみすばらしい施設で私は驚いてしまいまして、ぜひ今度一回、三ツ割の・・・で先ほどの環境生活部関連の案件で、鳥獣保護センターの鳥の池に1,400万円がぱんと今回つきまして、ますますみすばらしく感じまして、今後計画を立案して動物愛護を図っていくという観点からすると、非常にあの施設はまずいというふうに思っておりました。お聞きしたいのは、施設の盛岡保健所のみならず、今度盛岡に権限が移管されると思えますけれども、全県も恐らくそんな感じなのだろうと推測をしましたけれども、状況がどうなっているか教えていただきたいというのが1点であります。

あと前回いただいた資料で、動物愛護推進拠点の検討とありますけれども、動物愛護管理センターについては将来的な課題という表現ですから、当面やらないというふうに私は読んだわけですが、これは一体どういうものを想定しての話なのか、ちょっと内容について教えていただきたいと思えます。

○高田保健衛生課総括課長 及川委員には盛岡保健所の動物、犬の収容施設と言ったほうがいいかもしれませんが、その収容施設を見ていただきましてありがとうございます。まことに、状況からすれば、大体あの状況が各保健所管内にございます。例えば久慈とか二戸とか、保健所の管内には大体ございます。この収容施設は既に20年あるいは30年ぐらい経過してございまして、これにつきましては、なかなか抜本的な修理ということにはなかなかならないかと思えますけれども、計画的に、年に例えば2カ所、3カ所ぐらい、老朽化したところから順次修理等はしていきたいというふうに考えてございます。現状はそのようでございます。

それから、第1点目の動物愛護の拠点でございましてけれども、これについては先ほど委員御指摘のとおり、将来的な課題というふうに検討していきたいというふうに記載はさせてもらっております。これは他県に、例えば青森県など、動物を処分する施設も含めて、動物愛護あるいは譲渡の施設、総合的な施設としては設置した県は東北の中でも何県かございます。本県の場合は、なかなか県民の合意というか、これも含めまして、あるいは財政的な状況も含めまして、県民の皆様がぜひこういうものが必要なのだというような声が大きければ検討していくことも考えなければいけないと思っておりますけれども、現段階では、あそこを書いてあるとおり、将来的な課題として引き続き種々の点から検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○及川あつし委員 今、総括課長から話ありました動物愛護管理センターは、東北管内にあるようでございますので、管内の調査の際には、御検討を委員長によろしくお願いを申し上げます。

いずれ私が感じましたのは、引き取ってきた犬で老犬になったり病気になったり、この犬らの処分等もやむを得ない措置かと思うわけですが、子犬とか子猫の譲渡が可能な犬猫をあんな状況で管理をしていたら、今日は犬を見に行き、家で新しい家族を迎えようと思っ
ていても、あの管理では、ちょっとやっぱりあの犬をもらってこようとは皆さん思わないの
かなというふうに正直感じましたので、せっかく愛護法に基づいて今後計画を立てられる
ということですので、厳しい財政状況だとは思いますが、鳥獣とバランスの
とれた施設整備をお願い申し上げたいというふうに思います。

2点目につきましては、性感染症と人工妊娠中絶の概況について、またお知らせいただき
たいと思います。いつも聞いているわけですが、先日シンポジウムか何かあったのでしょ
うか。新聞報道で見ましたけれども、パネリストの発言で、また岩手県は性感染症率と人工妊
娠中絶の実態云々というような発言が、かぎ括弧で掲載されておりました。最近ちょっとお
聞きしていませんでしたので、細かい数字は結構ですので、現在の概況と対策等について何
かあれば、また委員会で報告していただきたいと思います。

○高田保健衛生課総括課長 性感染症に関しましては、対前年では減っている部分と増加
している部分というふうなことがございます。例えば淋病とか性器クラミジアについては
減少している状況でございます。また、ヘルペスとか尖圭コンジローム、これらについては
若干ふえているというふうな状況でございます。

性感染症の代表でございますけれども、エイズにつきましては、累計で十数名程度はござ
いますけれども、最近問題なのは、いきなりエイズという状況で、初めは検査をすればH I
Vの感染の段階、発症しない段階であれば治療とか、いろんなことで発症を抑えるというよ
うなこともできますけれども、検査体制で保健所で無料で検査をしておる状況なのですけ
れども、なかなか検査というところに結びつかないで、突然発症したところからエイズ、突
然エイズと言われているようですけれども、突然エイズという状況が少し多くなっ
ているというよりも、そういう状況が現実としては出てきている。

エイズにつきましては、御存じのように関東とかそういう周辺状況では多いのですが、岩
手県では、現段階では極端にふえているというふうな状況ではございません。ただ、課題と
してはいきなりエイズというふうな状況があるというふうに伺っています。

○川上児童家庭課総括課長 人工中絶の関係についてでございます。この関係につきまし
ては、特にも 10 代の人工妊娠中絶が非常に大きかったのは平成 13 年度、この年度をピー
クに 10 代の人工妊娠中絶は減少傾向にございます。あとは 15 歳以上の人工妊娠中絶とい
う部分につきましては、だんだん減少はしてきてございますが、ただ全国平均よりは、今時
点でも少し高い数値という状況でございます。

人工妊娠中絶に向けての対策という部分につきましては、これは平成 13 年度以前のころ
から特にも思春期の若い男女の方々に思春期保健に関する取り組みを県の方としては各振
興局、保健所、市町村を通じまして注意してございます。特にも中高生を対象とした性感
染症や命の大切さなどの講演会等々を含めた健康教育、あとはこういった相談に対応する担

当者の方々の研修会の開催、そのほか女性支援センター、あとはピアカウンセラーの養成、そういうような形で思春期保健の関係で取り組んで、今は13年度をピークに10代の人工妊娠中絶については、大分低い数字という状況でございます。

○及川あつし委員 ありがとうございます。あとは児童福祉の関係と社会福祉法人について、簡単な御答弁で結構でございますので、お願いしたいと思います。

2月に配られた情報にちょっとあったものでありますが、まず社会福祉法人の経営について、合併推進とか経営の合理化を進めるために、2008年度は各都道府県で10個ぐらいですか、試行的に経営審議協議会が立ち上がるというようなことを伺いましたが、本県はこの社会福祉法人の経営合理化統合を進めるための協議会ですか、これは設置の予定があるかどうかお知らせいただきたいというのが1点であります。

あと児童福祉の関係で申し上げますと、病児病後保育についての支援体制が拡充されるということでございますが、今、全県でどの程度の施設がやっと整備されてきているのかということと、今後いろいろ、08年度、来年度に向かって新しい課題もあると思うのですが、課題があればお知らせいただきたいと思っております。

現状を申し上げますと、私もいろいろ関係してはいますが、やはりまだ保護者の方々が自分の仕事を優先させるために、子供に強い薬を飲ませて無理やり熱を下げて保育園とか幼稚園に連れてきているという現状が、せっかく体制ができて、なかなかそうならない。それは、受け入れ側の方で安心して、熱が出ても受け入れるからということになっていないというのも原因だと思うのですが、まだまだ今後の課題があるのかなと思っておりますので、状況についてお知らせいただきたいと思っております。

最後になりますが、障害児を受け入れている幼稚園、保育園の巡回支援についてであります。これもまた新しい動きというか、支援の強化があるようでございます。これも現場のほうでは大分課題が多いことになっておりますので、何か動きがあるのであればお知らせいただきたいと思っております。以上です。

○下屋敷地域福祉課総括課長 社会福祉法人の全般的な統合推進に関する話かと受けとめました。経営改善のこと、私ちょっと承知していませんでしたけれども、ただ平成8年8月に国と関係団体で研究会を持ちまして、社会福祉法人についても、これから統合とかいろいろな形での参入もあるというようなことでございますので、経営の改善なり、今後に向けて統合ということもあるだろうというようなことで、経営改革に基づいた社会福祉法人というものを育ててはいけないというような報告が出ておまして、これは私ども県のほうで、県社協で社会福祉施設を中心といたしまして経営協議会というのがございます。そこで県のほうでもいろいろな対策といいますか、圏域ごとにいわゆる経営体質を強化するような、そういう自主的な努力でその協議会といったものを立ち上げるよう指導してまいりました。

現在のところ県内で5ブロックでございますけれども、経営支援のそういう協議会というものが立ち上がっているというような状況で、今後人材の育成とかそういうもの、あるい

は経営体質を強化するための共同の仕入れとか、そういうものをこれから模索していただければいいかなと、そのように思っているところでございます。

○川上児童家庭課総括課長 病児病後児の保育の状況というお尋ねにつきましてでございます。病児病後児の対応の関係につきましては、2種類現在行われてございます。

(及川あつし委員「端的でけっこうです」と呼ぶ)

○川上児童家庭課総括課長 はい、失礼いたしました。一つは、施設併設型ということで、病院等々に併設されるタイプが県内に7カ所、それと今年度から開始されましたいわゆる児院型ということで、体調不良となった児童を保育所さんが対応する部分が5市町村、17保育所で展開されてございます。現在はそういう状況でございます。

○小林障害保健福祉課総括課長 障害児の巡回の関係で新しい動きが始まった、どういう動きかということでございますけれども、現在県立の療育センターを中核といたしまして、療育センターが県内各地域のほうに巡回相談、あるいは巡回指導等を行っているところでございます。なお、国のほうでも障害児療育といいますか、障害者自立支援法等に絡めまして、3年後の見直しの中で、さらに検討を深めるということが言われておりますので、来年度、その障害児の関係につきましても、国の方でその仕組みについて検討がされるものというふうに考えております。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様、大変御苦労様でした。退席されて結構でございます。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

医療局関係の議案の審査を行います。議案第68号平成19年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○細川医療局次長兼病院改革室長 平成19年度岩手県立病院等事業会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案(その3)の55ページをお開きいただきたいと思います。議案第68号平成19年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第1号)であります。これは現時点におきます年間収支の見通しに基づき、予算の過不足を調整しようとするものでございます。

まず、第2条の業務の予定量として定めました患者数につきましては、医師の不足による診療体制の弱体化や薬剤の長期投与の拡大等により、入院、外来とも患者数の減少傾向が続いているため、年間延べ患者数につきまして、入院では162万8,000人、外来では266万3,000人とそれぞれ見込むものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出と、次の56ページの第4条、資本的収入及び支出に

つきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

第5条の債務負担行為につきましては、建設改良費の補正に伴い所要の調整を行うものでございます。

次に、57 ページにまいりまして、第6条企業債につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第8条の棚卸し資産購入限度額につきましては、それぞれ給与費並びに材料費等の補正に伴い所要の調整を行うものでございます。

それでは、予算に関する説明書の323 ページをお開きいただきたいと思います。補正予算の実施計画につきまして御説明を申し上げます。初めに、収益的収入及び支出についてでございます。まず、収入でございますが、1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益 34 億 6,500 余万円の減額は、入院患者数の減によるものでございます。2 目外来収益 4 億 8,900 余万円の減額は、外来患者数の減によるものでございます。2 項医業外収益、3 目負担金交付金 1 億円の増額は、新たに地方財政計画に定められました院内保育所運営経費を繰り入れることに伴い新たに計上することによる増でございます。

次に、324 ページにまいりまして、支出でございますが、1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費 14 億 9,400 余万円の減額は、退職給与金の繰り延べに伴う減等によるものでございます。2 目材料費 16 億 200 余万円の減額は、患者数の減少に伴う薬品費の減等によるものでございます。次に、3 目経費 6 億 5,400 余万円の減額は、光熱水費及び燃料費の減等によるものでございます。この結果、収支は当初予算に対しまして 6,500 余万円余り悪化し、補正後の純損失は 4 億 5,000 余万円と見込むものでございます。

次に、325 ページにまいりまして、資本的収入及び支出につきまして御説明を申し上げます。まず、収入でございますが、1 款資本的収入、1 項企業債 15 億 8,300 万円の増額は、退職手当債の発行等による増によるものでございます。3 項負担金 5 億 6,600 余万円の減額は、事業費の減額による減によるものでございます。4 項他会計からの長期借入金 30 億円の増額は、建設改良費等の財源に充当するための一般会計からの借入金でございます。

次に、326 ページにまいりまして、支出でございますが、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目土地費 1 億 4,800 余万円の減額は、花巻厚生・北上病院新築用地の造成費等の減によるものでございます。2 目建物費 2 億 9,000 余万円の減額は、花巻厚生・北上病院新築費及び中央病院増改築費等の減によるものでございます。3 項投資、2 目医師養成負担金 2 億 200 余万円の減額は、県の医師の奨学資金制度の拡充に伴いまして、これまで 6 年間実施してまいりました県立病院医師養成事業につきまして、平成 19 年度入学生をもって終了することに伴う減によるものでございます。5 項退職給与金 19 億 7,500 余万円は、退職者の増加に伴い、退職給与金の支払いが多額に上ると見込まれますことから、その負担を翌年度以降に繰り延べしようとしたために新たに計上しようとするものでございます。

なお、328 ページ以降の資金変更計画、給与費明細書等につきましては、ただいま御説明

を申しあげました予算の補正に伴う変更、あるいは補正内容の明細等でございますので、説明を省略させていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 退職者、医師、看護師とあると思いますが、どのような割合なのか。それと、退職される方は大変厳しい勤務というふうなことで退職理由なのか。自分で開業するとか、その辺の理由を明らかにしていただきたい。

それから、医師の補充についてはどのような次第になっているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○相馬病院改革室医師対策監 まず、医師の退職者の数でございますけれども、委員御指摘のように、平成18年度は在職人事以外の開業の退職の方が28名、それから17年度は37名と伺ってございます。全体の医師数が約530名ほどでございますので、5%ほどになるでしょうか、そういう数字になってございます。19年度はまだ途中でございますので、12月末現在でございますけれども、21名ほどになってございまして、ほぼ同様の傾向かというふうに考えています。

事由につきましては、先ほど御指摘ございましたように、やはり勤務医の勤務が相当厳しい状況にありましたり、医師の方々がそれぞれ自分の生活設計上から開業等を考えていらっしゃる先生方が、そういう年代になりますと退職されていくとかというふうなことがありますし、あとやはりどうしても便のいい都会志向と申しますか、そういうふうなことも大きな要素として挙げられてございます。

それから、これらの医師の補充については、やはり一番の補充先というか、医師の供給先は大学医局でございますので、そちらの方をお願いしながら、なかなか厳しい状況ではございますけれども、なるべく補充できるようにいたしましたり、あるいは全国公募でそういうふうな診療科の先生方をお招きしたりというふうなことに努めてございます。

○佐々木参事兼職員課総括課長 退職者の状況でございますけれども、医師も含んでございますが、およそ定年退職者が54人、勸奨退職者が77人、それから普通退職者が113人、死亡とか免職による者が3人、合計で247名ぐらいとなっております。

定年ですから、定年の60歳でおやめになる方、勸奨はそろそろ50歳を過ぎた方に勸奨してございますので、その年齢に達して御自分で意思表示をしてお辞めになる方、それから普通退職者というのは、それぞれ若い方も含み、結婚のためとか、それから県外にお出になるとか、勤務が継続できないような事由も含めて113人、この方たちが一番多い状況になってございます。職種からいいますと、やはり看護師さんが大体150名ぐらいで半分近くを占めているという状況になってございます。

○高橋元委員 本県の勤務医の待遇ですが、例えば他県の同じような状況のところと比較してどうなのか。同じような水準なのか、あるいは若干見劣りするところがあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○佐々木参事兼職員課総括課長 1人平均給与月額他県との比較をした場合でございます

すけれども、岩手県を 100 とした場合、新潟も含めての比較になってございますけれども、東北 6 県プラス新潟の 7 県の中では新潟が一番高い指数になってございます。それから 2 番目が岩手、それから山形、青森の順番となっております、岩手県としては新潟を含めた東北 6 県プラス 1 県の中では、そんなに見劣りするものではないというふうに考えてございます。

○高橋元委員 わかりました。もう 1 点、花巻厚生・北上病院の新築の関係でございますが、建物の関係が減額になっております。どの部分が減額になったのか、全体的に入札の関係で減額になったのか、その辺の事情をお伺いしたいと思います。

それから、先月でしたけれども、静岡のがんセンターをちょっと見学してきましたが、緩和ケア病棟は非常に素晴らしい施設でありました。室内だけではなくて、外の景色、このあたりにも非常に気配りがなされているという感じを受けたのであります。一関のほうの病院も緩和ケア病棟ができておりますけれども、それと同じような構想で北上のほうも緩和ケア病棟を考えているのか。あるいは、また少し違う特色を生かしてやろうとしているのか、あわせてお聞きします。

○熊谷管理課総括課長 建設管理費の減額の理由ということでございますが、花巻厚生・北上病院につきましては、減額の主なものは駐車場を整備しております、ちょっと間に合わないということで、平成 20 年度に繰り越してございます、それが 6,000 万円ございます。それから、建物費で一番大きいのは中央病院の増築分でございます、工期がおくれている関係がございます、その分が 3 億円ほどあるということでございます。

それから、緩和ケア病棟の、花北の特色ということでございますが、さきに整備いたしました磐井病院の方は、別棟ではなくて院内、中につくるということになっております、今度花巻・北上については別棟でつくろうということで、花巻・北上は非常に用地がゆったりしておりますし、庭園もつくるといって、入院されている患者さんにとっては非常に、そういう意味では住み心地がいいと申しますか、このように考えているところでございます。

○及川あつし委員 2 点伺います。1 点はこの前報道があった台湾の医師の関係でありませぬけれども、帰国するというので報道があったと思いますが、今、医師確保対策の一環も含めて、前から台湾の先生の確保にも努めてきたと思うのですけれども、台湾の医療事情も関係していると思うのですが、現状どうなっているのか、ちょっとお知らせいただきたいのが 1 点であります。

もう 1 点は、県立病院の清掃業務委託の関係であります。特別問題を指摘するつもりはきょうはございません。ただ、ずっとこの問題については、ありていに申し上げれば、政治的背景もあって、かなり毎回議論になってきたというふうに思いますので、私も 4 年間ブランクがありますので、現状はどうなっているのか、また課題等があるのかどうか、一連ずっと議論されてきた経緯もありますので、その点も踏まえて現状についてお示しをいただきたいと思っております。

○相馬病院改革室医師対策監 中国医科大学からいらっしゃっている先生の御質問と思われました。

報道にございましたみたいに、中国医科大学から2年ほど前にいらっしゃっていた先生がこのたび帰国されて、その後任の方も予定されているというふうには伺っておいりましたが、まだお決まりになってはいないというふうに聞いております。あの方々は、医師として、中国の医師の免許は持っているのですけれども、日本での医師免許は持ってごさいませんので、修練という形で指導員のもとで検査とか、そういうふうなものに従事していたというふうなことで、特に県立病院の方にいらしていただいてお仕事をされたということなどはございません。

○岡山業務課総括課長 清掃委託の件でございますけれども、確かに平成13年度にいろいろございまして、こなしたことがございますけれども、最近はずっと大体同じ業者が落札しておりまして、その点につきましては、ある程度統制がとれていますといたしますか、全体の質も確保されているというふうに思っております。仕様も全県立病院統一した仕様で一括した形で雇われているということで、現在ビル管理組合がとってございますけれども、その辺は特に問題もなく、今のところ、ここ数年はそういう形で清掃委託が行われているというふうな状況でございます。

○及川あつし委員 わかりました。では、当面問題がなくいっているという認識だというふうに承知いたしました。

あと1点だけですが、これも以前指摘したことがあるのですが、もちろん病院経営の改革ということで、委託業務が大分拡大していると。斉藤先生ではありませんけれども、私もその件について個々にお勤めの方から声を聞くと、やっぱり給料が異常に安いと。いわゆる派遣業務の中で、そういう枠の中で、いろいろ県立病院の中で働かれている方が多数、中央病院も含めあるわけですけれども、この雇用待遇ですね、もちろん二律背反で病院経営という部分もあると思いますし、そこらの厳しいものは承知をするわけですけれども、ここらで何か課題としてとらえているものがあればお示しいただきたいというのと、やっぱりああい雇用待遇でいいのかなというふうに率直に私は思います。ですから、ここら辺の問題をどう認識しているかというのを1点お聞きしたいと思います。

○岡山業務課総括課長 委託業務、さまざま取り入れてきているという実態は、確かにそのとおりでございます、確かに人件費等の部分というのはあるのですけれども、いずれ民間に委託してよりよい業務に移行できればそれでいいというふうな中身と、それから確かに業務委託すれば、当然正規の職員よりは安い形にはなりますけれども、当然最低賃金とかそういういったものは勤務条件として課しておりまして、いろいろそういったヒアリング等もしまして進めているというふうなところでございます。

○三浦陽子委員 緩和ケアのある県立磐井病院のことをお聞かせ願いたいのですが、緩和ケア病棟、同じ棟でということですが、利用していらっしゃる方々の声というのはどのように把握されていらっしゃるのか。それから、これは一部のことだと思うのですが、例えば患

者さんが電話を受け取るのはできるのだけれども、かけるときに皆さんの中でかけなければいけないらしいという話もちょっと聞いているのですが、そういう日常生活するときに、特別また体調も悪いときもあるでしょうけれども、そういう患者さんの立場になって考えると、ちょっと使いにくいような施設もあるのではないかというふうに思うのですが、その辺につきましてはどの程度の把握をしていらっしゃるのでしょうか。

○熊谷管理課総括課長 直接病院のほうから聞いたわけではないのですが、実は先日、幹部懇談会がございまして、本庁職員と磐井病院の院長先生、それから緩和ケアの担当されている先生からいろいろお聞きしました。現場の声とすれば、スタッフがちょっと足りないのではないかということです。スタッフをもう少し充実してほしいというお話がございました。

それから、中の施設関係、担当をされている先生個人のお考えだと思いますが、がんという非常に特殊な病気なものですから、やっぱり利用料金をできるだけ低くしたらいいのではないか、下げたらいいのではないかというお話は聞いておりますが、あと入院されている患者さんの個々の感想については、その場ではちょっとお聞きできなかったということがございます。

○三浦陽子委員 これから花巻・北上の緩和ケアを別棟につくるという、構想としては大変素晴らしいものになるのではないかと期待はしておりますが、やはりその施設を利用する方の、今現在使っている声をきちっと拾い上げて、それをやはり新しい病院のほうにも生かしていくということも大事なことはないかというふうに思います。ぜひそのような声を受けとめるようなシステムを考えていただけないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○熊谷管理課総括課長 貴重な提言でございました。いずれ、職員で患者さんの生の声をお聞きして、新しい病院のほうに生かしてまいりたいというふうに思います。

○木村幸弘委員 患者数が減ったということでの補正だったと示されているわけですが、傾向といいますか、その減った内容をもっと詳しく示していただければというふうに思います。特にいわゆる診療所を付加されたケース、そしてそうでないケースということがあるかと思うのですが、その辺のところについて、傾向というか、実態というものも含めて、患者数の動きといいますか、そういった内容についてちょっとお話しいただければと思います。

○法貴医療局長 まず、外来と入院を分けてお話ししますけれども、外来はやはり平成 10 年ころに比べて 170 万人くらい減っています。その大きな要因というのは、やっぱり平成 14 年からかなりカーブを切って下がってきているのですけれども、長期投与、前は 2 週間分の薬剤投与が 3 カ月投与くらいまで上がってきているということで、再来の患者さんがおおむね 140 万人くらい減ってきていることが大きな理由だと思います。

それから、入院患者は、やはり医学医術の進歩があつて、例えば平均在院日数が 20.0 から 17.0 ぐらいに減ってくると、新しい患者さんが来る前に回転が、非常に病床利用率が下がってくるということで、入院患者も減少傾向にある。それが一般論ですけれども、特に 19

年度これだけ、入院は横ばいでいけるかなと思ったのですけれども、大船渡、宮古の循環器の医師が確保できませんでした。それで、3人体制で、1病棟くらいが入院をとれなくなっていると、その部分が大きく入院を下げている要因です。それから、産婦人科で胆沢がなくなったということもありますけれども、そこは磐井、北上にばらけていますし、そういうところの診療体制が若干弱くなったところの影響もかなり出ているということで、宮古、大船渡あるいは久慈病院の消化器が少し弱いとか、釜石の消化器が弱いというところがあって、その部分でも全体で、ほかの病院は結構頑張っているのですが、その3病院、4病院あたりで少し下げているというところで、かなり大きな影響があるのかなというふうに分析しています。

いずれにしても、そういう沿岸部の診療科というのは、大切な診療科が抜けていますので、その医師確保に全力を挙げて診療維持というか、診療体制を整えていくことによって、入院患者のほうは横ばいくらいの気持ちでやっていければいいかなと。外来は、恐らく傾向としては下がっていくのだろうというふうに思っています。

○小野寺有一委員 1点だけ。これは誤解に基づくものかもしれませんが、もしかしたら根も葉もないことなのかもしれないので、そういうことでしたら甘んじておしかりを受けたいと思いますが、2人のドクターから、1人は県内の開業医の方でいらっしゃるし、もう1人は東京の、本県出身の私立医科大学の教授でありますけれども、この方から、県立病院での医師の給与というか待遇に、県内のお医者様と県外から招聘する場合のお医者様との間に待遇の差があるのではないかというお話をいただいております。それで基本的にその入り口のところで、医師を確保するということで、何でそうなのかというようなところで、最初からこっちに来る気を失せるというような話を、全然違う方から同じような内容のお話を聞いたのですが、そういう給与の差とか、あるいは手当の差とかいったものが実際に存在するのか。もしも存在していないとすれば、なぜそういうふうなうわさが立っているのか。そういうふうなところで何か心当たりのところがあれば教えていただきたいと思います。

○法貴医療局長 基本的に公務員の給料表を使っていますので、免許の取得年齢から平均年数を割り出して、同一レベルの方は同じ給与です。ですから、県外から来た人が安くなって、県内の方が高くなっているということはないと思っています。

それから、逆に県外から招聘するとき、例えば2,400万円下さいとか3,000万円下さいといっても、今の給与体系ではなかなかできない。それに、それを出してしまうと、県内で今、勤務している方たちとのバランスが非常に悪くなるということもあって、3,500万円いただきたいというときには、ちょっとうちの給与体系では無理ですよということはあるかもしれませんが、そういう意味では給与そのもので差をつけているということはありません。

ただ、今のような自分の望む給料と、それからこちらで支払える給料が若干イメージが違うこともないわけではないと思います。いずれにしても、今、勤務医の方たちから言われて

いるのは、沿岸にもう少し厚く払ってくれないかというような話があって、きのうの本会議なんかでもお話ししたように、今そもそも17万円くらいの差があったのですけれども、3万円というのは、何か単身赴任で盛岡に帰ってくるのに結構ガソリン代がかかるのだよなという話なんかがあって、その分くらいは補てんしてもらってもいいのではないかという話もあったりして、では積算すれば3万円ぐらいでどうですかという話で、結果としてこの1月から20万円くらいの給与格差で沿岸の方たちには納得してもらって、少し加算したということもあります。

給与体系のことでさまざま議論があるのだと思いますけれども、できればそういう勤務医がやめていかない対策として、そういう意見を取り入れて、少しでも改善してあげたいとか、本当は給料だけではなくて、まちに行きたいと望んで来られるような体制を少しでもとってあげた方がいいのかなというふうに思っています。

○小野寺有一委員 どうもありがとうございます。ということは、基本的には誤解に基づいているものだという事での理解でよろしいわけですね。今お話しになったことの確認ですが、そうすると17万円の差というのは、これは勤務地手当か何かだったのですか、それが20万円に加算されたということですね。わかりました。どうもありがとうございます。

○及川幸子委員 皆さんからずいぶんいろんな意見が出たようですので、最後にちょっとお聞きします。私は一般質問で医師不足、特に産婦人科医不足を訴えたわけですが、今の現状を見ると全国的で、大変な努力をなさっていて本当に敬意を表するところですが、実は私の奥州市13万人、その中で4軒、お産できる個人の病院があります。胆沢病院の県立はなくなりましたが。一般質問が終わった翌日、若いお母さんから一報がありました。早産しそうになって4軒の病院に行ったら、大変満員でどこも断られたと。その結果、花巻のほうの病院に通いなさいと。とても今の状態では花巻に通うのは不可能だと。そして若いお母さん方が騒いでいる。こんな状態では、水沢、奥州市で子供は産めないない。

私は人口流出のことも言いました。それを防ぐには、やっぱり産婦人科医をちゃんと配置すべきだと。そうなりますと、これから花巻厚生・北上とか磐井のほうに住もうとか、せっかくできた奥州市が、どんどん若いお母さん方が住みたくないと言って流れるわけです。これは現実問題として、局長さんも大変努力なさっているのはわかりますが、どういうふうにとらえているのですか。胆沢病院のたった1人置かれている先生も、何か開業するといううわさもちまたでささやかれています。そうしますと、もう胆沢病院から婦人科の診療科もなくなりますね。そういうわけで、これからの対応をどうなさるのか。若いお母さんたちが住みたくないという、そういう気持ちをどう酌んでいかれるのか、その辺のところをちょっと伺いたいと思います。

また、今後人口減少や少子化などによりまして、病院の経営も時代に即応した対応をしていかなければならないと思うわけです。今の対応だけではだめで、やはり将来に向けた大きなくりを打ち出していかなければならないと思うのですが、局長さん、どうぞお示しいた

だきたいと思います。

○法貴医療局長 大変胆沢病院には迷惑をかけていますけれども、産婦人科のお医者さんがやっぱり一番気になされているのは、福島県の大野病院というところで、いきなり刑事訴追されて、今、裁判ざたになっているということで、1人ではもう嫌だ、お産なんか扱いたくないというのが学会の定説みたいになって、その病院に5人から6人配置しなさいという、そうでなければ、もうそこには産科医は派遣しませんというところなのですけれども、岩手県は広いですから我慢して5人か6人だといいいながらも、例えば胆沢に4人とか、県北の二戸、久慈では、今、常勤1人で応援かかっていますけれども、2. 幾らくらいで頑張っていて、それも医局は絶対だめだよと、そんなことやっていられないんだよという話なので、先ほど四つの民間診療所で断られたという、本当はそういうときに、どういう連携プレーがとれるか、例えば南の方に周産期医療みたいなセンターみたいなのがあって、必ず受け取りますというふうな基幹病院にそういう機能を付与してあげられれば、本当にハイリスク分娩みたいなときには、そこに必ず行ってくださいというような搬送体制みたいなものをきちっとつくっていかざるを得ないのかなと。花北病院になるのか、どうなるかわかりませんが、今はみんな岩手医科大学の方に搬送しているような形になっています。それを13万都市とか10万都市とかがひしめく南の方に、少子化とはいいいながらも、北上周辺あたりはまだかなり出産がありますので、ああいうところあたりに少しそういうセンターみたいなのができれば安心して行けるのかなと。

あとは、ローリスク分娩の方は、釜石なんかは我慢していただいているのですけれども、助産師さんが頑張っていてやっていただいていますので、結果ローリスクですけれども、本来は初めからローリスク、初めからハイリスクみたいなのはないのですけれども、結果的としてローリスクですけれども、そういう呼び出し回数を少なくして、医者を少しでも楽にさせてやれる方法を取りながら、何としてでも、この少ない産婦人科の中で、供給側の理論と、それから受ける側の患者さんの理論をどこかで最適化していかないとなかなか難しい。

いずれ絶対数はふえていきませんので、大学院生はふえているのだという話も一般質問にあるのですが、大学院生は文部科学省の通知で、余り外に出すな、研究させろというふうな通知か何かで強化されているのです。それで、昔は大学院生だと結構出てきて、出張診療みたいなものをしていたのですけれども、それもなかなかできなくなっている中で、そういう事情が変わってきている中で、何としてでも地域で安心して産めるような体制を工夫していかなければいけないと思っております。

それから、今までは県立病院だけで改革を進めてきていましたけれど、地域の医療全体でどうしていくかということ平成20年7月ころまでにしっかりと議論して、ではこの疾病はこの病院で担うのだというようなものを、あるいはでき上がってくれば、外来はやめて入院だけにしましょうとか、さまざまなドラスティックな再編もあるでしょうけれども、いずれ地域地域で事情がみんな違うのです。医療圏ごとにも違いますので、その地域医療資源の中でどういう最適化をとっていければ一番いいのか。患者側の理論だけでなく、う

ちの供給側の理論でもなくて、それから搬送体制はどうなっているかという、さまざまな要素がいっぱいあるでしょうから、そういう声の論議を地域でやっていただいて、ここでこれを担おうよというものが少しまとまっていたいただければ、再編もしやすくなるのではないかというふうに思っています。

○及川幸子委員 そうしますと、そういう個々の生命にかかわる重要な問題ですが、そういうときにはどういうところに駆け込んで御相談を申し上げたらいいのですか。たまたま私と知り合っている友達だったので、うちのほうに来たのですが、そういう方がない場合に、どういうところに相談に行ってお話していただければいいのでしょうか。

○法貴医療局長 うちの病院は、救急車を断るなど言っていますので、原則救急で来た患者はたらい回しするなということにしていますので、磐井、北上、胆沢でも緊急分娩みたいなのはやることにしているのです。飛び込みで救急でどうしてもというときには、胆沢病院も断らないことにはしているのです。今はたった1人しかいないのですけれども、救急はやるということで医局でやっていますので、まず胆沢病院に相談してもらって、そしてどうしてもというときには、北上済生会、北上病院、磐井病院がバックアップしていますので、そういう体制になっていると思います。

それから、開業するとかという話になりますと、私も困っているのです。せっかく胆沢に戻っていただいて、1人で守っていただいているのですけれども、医局も、何だ、せっかく思うとおりになっているのにという思いもあって、今、東北大学とその開業をしようとなされている方と話し合っているようなのです。その意思が固まった時点で何とかしようというふうに東北大学からいただいていますので、相当強い意思で開業ということもあるようですけれども、医局の方では説得にかかっているというふうには聞いています。

○及川幸子委員 医局のほうに再三足を運んでいただいて、大変だと思いますけれども、なお一層の整備促進をしていただきたいと思います。以上です。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって医療局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○木村幸弘委員 この際ということですが、先ほどから話題になっていますが、花巻厚生・北上病院の関係であります。先日いよいよ来年4月開院ということが報道機関で報道されておりまして、地域懇談会ですか、運営審議会ですか、その協議が行われたということで、来年4月開院と。

（「報道では」と呼ぶ者あり）

○木村幸弘委員 そうですね。そういう中で、名称の問題もありますし、それから先ほどいみじくも局長さんからは周産期医療センターに向けてどうなのだろうかということもちょっとにお寄せた発言もしていただいたわけですが、地域の要望とすれば、ぜひともそういった体制をしっかりと新病院にお願いしたいと思っておりますけれども、いずれにしても、新病院の診療科体制を含めて機能あるいは運営の方向性、そういったものを両市関係者含めていろいろと協議する場があるのだろうと思っておりますけれども、現在の各病院ごと、いわゆる花巻厚生病院・北上病院両者運営審議会ですか、そういったものは持たれているわけですが、これを統合に向けて、両者を含めた、報道でのさまざまな今の、今後の新病院に向けての内容等を含めた協議をどういう形で進めていくのか。あるいは、地域関係者の声がどういう場で反映されていくのか。そういったところの取り組み方、方針、そういったものがあればお示しいただきたいなと思っております。

○法貴医療局長 花巻・北上というのは、大病院を二つくっつけるわけですが、先ほど報道ではという話をしましたけれども、私も平成21年の春ごろと考えていまして、まだ4月に本当にいけるのか、今、考えています。努力目標は恐らく4月でしょうけれども、電子カルテとか二つの病院の診療体制とか、なかなかやはり一つに融和していくのには少し時間がかかるかなという感じです。

そして、先ほど周産期医療センターの話、設備はそういうふうには整えているのですが、岩手医科大学と東北大学の二つの医局がぶつかってきますし、小児科がかかわってきますので、岩手医科大学と弘前大学という、四つの医局がかかわっている要因で、非常に調整に苦労する病院です。同じ大学系列なら簡単にいけるのですが、四つの系列がありますので、そういうところで診療体制のところの調整を水面下で進めていますが、そこでどっちがどうなのだという話もありますので、そういうところを今やっています。

それから、やっぱり二つの病院がばらばらにやっていたらいけないということで、現場も含めてプロジェクトチームみたいなものをやっとなら立ち上げて、建物はでき上がって見えてきているのですが、運営の方がまだしっかりしていないので、プロジェクトチームを立ち上げて、現場を入れて、この間どこまでどうやってスケジュールを工夫していくかというのをやっています。その中で、現地からもいろんな要望が出てきていますので、そういうプロジェクト組織を使いながら、現場との調整をしていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、最近では大きい病院になりますので、内容の充実したいい病院にしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○木村幸弘委員 ありがとうございます。これも最近報じられたニュースの中で、磐井病院が、外来については予約制にしたいというふうなことで、いわゆる飛び込みの普通の外来は受け付けないのではないかという、そういった周辺からの声なども報じられていたわけですが、そういった形で、ある意味、拠点病院として集約していく形の中で、そういった外来の予約制みたいなものが、新病院のこれからの経営、運営内容の中にも入ってくるのではないだろうかということを経営局を見聞きして感じたものですから、そういった点はこれからの県立病院のあり方の中で、医療局としては県内の各病院の体制を含めてどのような考え方を持っておられるのか、その点について。

○法貴医療局長 開業医さんとの連携というのは、これからしっかりしていかなければいけない。そして、紹介あるいは逆紹介みたいなものは、これからはもっと緊密にしていかなければいけない。先ほど患者数の増減のところでお話ししましたが、外来はかなり減ってきています。そして、勤務医の状況からいいますと、外来を4時ころまで見て、それから病棟に上がって書類書きをして、宿直して、翌日稼いでいるのだという状況から見ると、やはり外来を少な目にして入院に力を注いであげるとというのが、今後の恐らくそういう連携プレーはしっかりしていかなければいけないのかなと。別に外来すべてをシャットアウトしますという話ではないのですけれども、そういうのが恐らく今後の医療の連携の仕方としてはあるのかなというふうには基本的には考えています。

それから、北上病院だけのことを申しますと、この2、3年、全部の開業医に熱心に連携プレーをやられていて、非常に外来の数が減ってきていて、入院紹介患者がふえてきています。そして逆に入院の終わった方たちをもとの民間の医療機関に戻すというふうな、地域連携プレーが非常によくなってきているところもありますので、そういうところを参考にしながらやっていきたいと思えます。

それから、磐井病院の外来は、まず紹介患者、恐らく時代の趨勢としてはそういうことなのだろうと思えますけれども、現地ではやってみるけれども、やっぱり定着するまで少し時間がかかるかなということで、少し柔軟に対応させていただきたいということも現地でやっていますので、そういう基本方針の中で進ませてくださいというふうに宣伝をさせていただきたいと思っています。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変御苦勞様でございました。